

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会運営費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和 4 2 年鳥取市規則第 1 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第 2 条 本補助金は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会競技種目別大会（以下「本大会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、高校生に広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動も含め生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目的として交付する。

（補助対象者）

第 3 条 本補助金の交付の対象となる者は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会鳥取市実行委員会とする。

（補助対象経費）

第 4 条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本大会の運営に必要な報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金、補助及び交付金その他市長が必要と認める経費とする。

（補助金の算定等）

第 5 条 本補助金は、補助対象経費から国庫補助金等（本補助金を除く。）の特定財源により充当される額を除いた額に 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付）

第 6 条 規則第 1 1 条第 1 項ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

（補助金の実績報告）

第 7 条 規則第 1 2 条に定める実績報告は、補助事業の完了した日から 3 0 日以内に市長へ提出しなければならない。

（雑則）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和7年4月30日から施行し、令和7年4月1日以降に実施された本大会の準備及び運営にかかるものについて適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。